

庄内町道路附属物長寿命化修繕計画

庄 内 町 建 設 課

令和3年2月

1. はじめに

平成17年7月に、旧余目町と旧立川町の2町が合併して誕生した庄内町は、大河川最上川の周囲に広がる庄内平野の下流域に位置しており、287kmを超える町道網が町民の生活を支えています。

道路照明灯をはじめとした町道の道路付属物の多くは、道路整備と同時期に整備されたものであり、年を追うごとに安全性を確保するべく措置が必要となる施設数は増加しているとともに、本町の冬の積雪や年間を通じての強風や、内陸とはいえ海風による飛来塩分の影響など厳しい自然条件は損傷や劣化を進める一因でもあると考えられ、利用する上での安全性が懸念される状況に到ることが予測されます。

これに対処するためには、施設の更新や補修が必要となるため維持更新費用が増大し、町財政の負担となっていくことが懸念されます。

こうした状況において、庄内町は、「庄内町総合計画」で掲げる「住みやすい、住み続けたい町」の実現を目標に、利用者である町民に確かな「安全・安心」を提供しながら、「健全に、より長く」使い続けることが、喫緊の課題であると捉え「道路付属物を劣化・損傷が軽微なうちに補修対策等を計画的に実施して、維持更新の費用を縮減する」という予防保全的修繕に基づく「長寿命化修繕計画」の策定をすることとしました。



2. 施設の現状と課題

(1) 管理施設の現状

庄内町では、令和2年12月31日現在、表1のとおり道路付属物を管理しています。

表1 町道管理延長と主な施設数 (R2.12.31現在)

町道管理延長 (km)	道路案内標識 (基)	照明施設 (基)
287.448	48	261

(2) 道路付属物の現状

町の管理する道路付属物のほとんどは、その異常等について道路管理者の点検ではなく、住民からの通報等で判明しており、緊急度の高いものから優先的に対処して修繕等を行っていますが、なかなか十分とは言えない状況です。

町では、照明施設の点検を平成26年度から計画的に実施しています。平成26年度以降に更新または新たに管理となった照明施設については、令和12年度以降の点検としています。

道路案内標識は、令和元年度は48基全ての点検を実施しています。

表2 照明施設の点検実績 (R2.12.31現在)

実施年度	H26	H27	H28	H30	H26以降新設、移管
点検数(基)	80	70	47	33	17
累計(基)	80	150	197	230	261 (※1)
完了率(%)	30.7	57.5	75.5	88.1	

※1 照明施設の総数

3. 道路付属物の維持管理の基本的な考え方

道路付属物の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→(次回点検)のメンテナンスサイクルを構築します。

(1) 道路付属物管理の基本方針

道路付属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置

を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

本計画は、令和2度から起算して10年目にあたる令和12年度までを第1次の計画期間とし、令和12年度以降の計画については、再度の点検、診断を実施し見直しを行うものとしします。

(2) 道路付属物管理の区分

道路付属物に生じる事象の区分に応じて分類します。(表3)

表3 道路付属物の種類毎の分類区分表

代表的な道路付属物の種類		区分	事象
道路案内標識	F型、逆L型、T型及び高所に設置された単柱式又は複柱式	主に片持ち式の道路付属物(以下、「片持ち式」という)	落下、転倒事象の恐れがある道路付属物
	単柱式、複柱式(片持ち式に分類したものは除く)	主に路側式の道路付属物(以下、「路側式」という)	転倒事象の恐れがある道路付属物
照明施設	逆L型、Y型、直線型、共架型	主に片持ち式の道路付属物(以下、「片持ち式」という)	落下、転倒事象の恐れがある道路付属物
	橋梁の親柱又は高欄に固定、ボックスカルバートに固定	主に施設本体に固定されている道路付属物	固定されている施設からの離脱の恐れがある道路付属物

(3) 点検方法・点検頻度

1) 単独で設置された道路付属物の点検の方法及び頻度は、表4のとおりとします。

表4 点検の方法及び頻度

区分	点検方法	点検頻度
片持ち式	詳細点検	10年に1度
	中間点検	5年に1度 (詳細点検の補完のために中間的時期に実施)
	巡視の機会を通じた状況把握	
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

2) 橋梁、地下歩道及びボックスカルバート内に設置されている道路付属物は、本体点検と同時に点検を行います。(5年に1度)

(4) 診断および対策の要否の判定

点検の結果、構造物の損傷状況を把握したうえで、点検部位毎、損傷内容毎の対策の要否について判定を行います。

判定区分Ⅰ（健全）あるいはⅡ（予防保全段階）の状態を恒常的に維持することを管理目標とし、判定区分Ⅲ（早期措置段階）あるいはⅣ（緊急措置段階）と診断された施設は修繕を行います。

判定区分Ⅰ 又は 判定区分Ⅱ	定期点検において、判定区分Ⅰあるいは判定区分Ⅱと診断された施設については経過措置とし、パトロール、中間点検、定期点検等を以て、継続的に健全性の確認を行うものとする。
判定区分Ⅲ	定期点検において、判定区分Ⅲと診断された施設は構造物の機能に支障が生じる可能性があるとして判断されることから、判定区分Ⅳの対策後を目標として、可能な限り早急に修繕を行うものとする。
判定区分Ⅳ	定期点検において、判定区分Ⅳと診断された施設については、倒壊や落下の危険性が非常に高いと判断されることから、可及的速やかに修繕を講じるものとする。

4. 補修計画の方針及び対策の優先順位

損傷状況、第三者等への被害の深刻度、路線の重要性等を考慮し、修繕や交換の優先順位を決定します。

点検の結果、重要な路線に設置されており早急に本体を撤去する必要があると判定された道路付属物を最優先に修繕等を行い、続いて部材を交換する必要がある等と判定された道路付属物の修繕等を実施します。

点検・詳細調査・修繕等によって適宜優先順位の見直しを行います。

5. 道路付属物の状態、対策内容、実施時期

令和元年度までの点検の結果、措置が必要な箇所及び対策の状況は表5、表6のとおりです。(IV判定の道路付属物はありません)

表5 道路案内標識の点検結果 (R2. 12. 31 現在) (基)

管理数量		判定結果			
		対策不要		対策必要 (Ⅲ判定)	計
		損傷なし (Ⅰ判定)	損傷が 認められる (Ⅱ判定)		
48		19	16	13	48
対策 の 時 期	R2 まで	—	—	4	4
	R4	—	—	3	3
	R5	—	—	3	3
	R6 以降	—	—	3	3

表6 照明施設の点検結果 (R2. 12. 31 現在) (基)

管理数量	判定結果	H26 以降新設 又は 未点検	対策不要 又は 保全完了	保全完了	計
265	—	31	—	—	31
	Ⅰ判定	—	147	—	147
	Ⅱ判定	—	46	19	65
	Ⅲ判定	—	—	18	18
	計	31	193	37	261
対策 の 時 期	R2 まで済	—	46	37	83
	次回点検以降	31	147	—	178

照明施設については、保全工事とあわせて、灯具のLED化を実施しております。

6. 記録

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。

7. 対策費用

前述の「5. 道路付属物の状態、対策内容、実施時期」に基づいた措置を行い、舗装や橋りょうなど他の施設の長寿命化とあわせて予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。

令和12年度までの道路付属物の対策費用については、おおむね500千円を見込んでいます

8. 計画対策窓口等

郵便番号 999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町役場 建設課 建設係

電話 : 0234-43-0221

FAX : 0234-42-0822

E-mail : kensetsu@town.shonai.yamagata.jp